平成２５年（フ）第１０４８号
京都市伏見区向島中島町90番地１
債務者　森川　靖子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５１号
京都府城陽市寺田正道132番地グリーンヒルⅠ105号
債務者　松岡　明子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７９３号
堺市堺区三宝町３丁220番地９
債務者　上原　拓也
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８００号
大阪府富田林市中野町１丁目206番地３
債務者　花折　一弘
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８４７号
堺市西区鳳中町10丁14番地13　株式会社美濃田産業やすらぎ寮201号
債務者　水口　秀年
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８６４号
大阪府富田林市錦織北１丁目11－５－103、住民票上の住所大阪府富田林市桜ケ丘町２番55―302号
債務者　田中　喜彦
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８６９号
堺市堺区出島海岸通４丁２番26号
債務者　榎本　博保
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８８６号
堺市西区草部1407番地１　ＹＳマンション102号
債務者　真珠　宏和
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８９１号
大阪府富田林市須賀１丁目10番38号
債務者　長瀧谷充代
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
福岡県行橋市東泉３丁目４番12号
債務者　西　　千幸
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第３２４号
神奈川県秦野市並木町１番９号
債務者　佐野　　尚
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１６３号
静岡県富士宮市下条506番地の２、前住所静岡県富士宮市下条620番地
債務者　岩田　正夫
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３０４号
愛知県丹羽郡大口町河北２丁目378番地
債務者　土井　映美
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４３号
京都府亀岡市篠町広田２丁目12番20―312号ウエストヴァレイ京都
債務者　山田　彰男
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第３４９号
大阪府和泉市府中町６丁目14番26号、前住所大阪府和泉市鶴山台２丁目10番47―301号
債務者　山形　広宣
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４２３号
大阪府泉大津市寿町５番23―103号、前住所神戸市西区井吹台東町１丁目４番地１―207号
債務者　尾上　宗隆
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４３６号
大阪府和泉市鶴山台３丁目９番16―405号、前住所大阪府泉佐野市南中安松1069番地の15
債務者　川倉健太郎
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４３７号
大阪府泉大津市東豊中町２丁目９番４号
債務者　亀山技建こと　亀山　高裕
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係